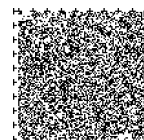


第4章 障害福祉サービスの提供体制確保の方策

(第2期新宿区障害福祉計画)



第1節 障害福祉計画の背景

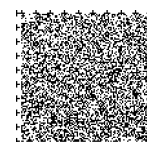
障害者福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により、飛躍的に充実しました。しかし、その一方で様々な問題点も指摘されました。

そこで制度上の課題を解決すると

「自立支援給付」及び「地域生活支援事業」のサービス内容は、次のとおりです。

(1) 自立支援給付

区 分		サービス内容
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	児童デイサービス	障害児等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	障害者支援施設での 夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓 練 等 給 付	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	
自立支援医療	更生医療：障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。 育成医療：生活能力を得るために必要な医療を給付します。 精神通院医療：精神疾患に対する通院医療を給付します。 等	
補装具費	義肢や車いすなどの購入に際し、補装具費(購入費、修理費)の支給をします。	



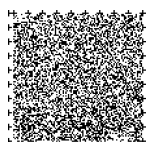
(2) 地域生活支援事業

必須事業	相談支援事業	障害者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。
	コミュニケーション支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する等、障害者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす用具を給付又は貸与します。
	移動支援	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。
	地域活動支援センター	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
区市町村の判断により実施する事業	福祉ホーム	住居を必要としている人に、定額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
	生活サポート	介護給付の対象外となった方が、自立して生活するために必要な家事の援助を行います。 また、家事の訓練を行い、自立を支援します。
	日中一時支援 (日中ショートステイ)	一時的に見守り等の支援が必要な方の日中利用のサービスです。
	日中一時支援 (障害児等タイムケア)	小中高校生等の障害児等を対象とした放課後や夏休み等長期休業時の日中活動の場を提供するサービスです。
	その他、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業	

5 費用負担の考え方

障害者自立支援法に基づく自立支援給付の利用者負担は、これまでの支援費制度での所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(定率負担。1割の定率負担と所得に応じた月額上限が設定されています。)に見直され、三障害共通した利用者負担の仕組みとなりました。

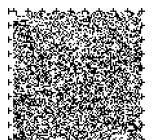
一方で地域生活支援事業の利用者負担は、区市町村が主体となって実施する事業であることから、区市町村が定めるものとされました。



6 障害者自立支援法の見直しについて

障害者自立支援法の附則では、施行後3年を目途として法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとされています。このため国は、社会保障審議会障害者部会の報告(平成20年12月16日付「障害者自立支援法施行後3年の見直しについて」)を受け、障害者自立支援法の見直しの作業を行っていますが、本計画策定時点では具体的な内容は明らかになっていません。

区は、地域の障害者に最も身近な自治体として今後実施される制度変更に的確に対応するとともに、障害者自立支援法に規定される以外の福祉サービスについても必要な施策を充実していきます。



第2節 サービス提供体制整備の基本的考え方

サービス提供体制整備の基本的考え方について

平成23年度までのサービス提供体制整備についての基本的考え方は以下のとおりです。

個別のサービス提供体制確保への取り組みについては、詳しくは「第4節 平成23年度までのサービス必要量見込、サービス提供体制確保の方策」をご覧ください。

- **必要な訪問系サービスを障害の区別なく充実させます。**

障害者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス）については、障害の種別に関わり無く、サービスを充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

- **希望する障害者に対する日中活動系サービス及び短期入所を充実させます。**

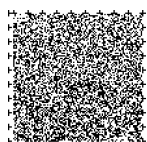
小規模作業所等の新体系への移行を推進するとともに、希望する障害者に対する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス）及び短期入所を充実させます。

- **グループホーム・ケアホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進します。**

地域における居住の場としてのグループホーム、ケアホーム及び福祉ホームの充実を図るとともに、地域生活への移行を希望する個々の障害者へのサポートや必要なサービスを提供し、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。

- **福祉施設から一般就労への移行等を推進します。**

就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

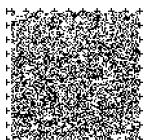


- **必要な入所施設の整備を推進します。**

地域におけるニーズを把握し、必要な入所施設の整備を推進します。新規整備施設については、これまでの単なる入所施設ではなく、グループホーム、ケアホーム及び福祉ホームや区内短期入所施設、地域での在宅生活を支援するバックアップ機能を担う、地域生活支援型入所施設として整備します。

- **相談支援の提供体制を確保します。**

障害者、とりわけ重度の障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むための障害福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

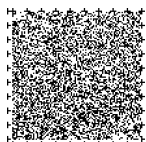


第3節 第2期新宿区障害福祉計画の目標

区は、第1期新宿区障害福祉計画で定めた目標を踏まえ、次の3つの目標の達成を目指し、重点的にサービス体系の整備を行います。

1. 地域での生活を希望する福祉施設入所者が、安心して生活する環境を整備し、地域生活移行を推進します。

- 平成23年度末において平成17年10月現在福祉施設に入所していた身体・知的障害者189人のうち、10パーセント以上の方が地域での生活を希望すると推計し、地域での生活を始めるための生活訓練等のサービスを入所施設において提供するとともに、必要な居住及び日中活動の場の整備を進めます。
- 居住の場として必要となるグループホーム・ケアホーム等の整備については、第1期計画において平成23年度末までに知的障害者グループホーム・ケアホームを3所(1所定員8名程度)増やし6所へ、身体障害者福祉ホームを1所増やし2所とすることを目標としました。これまでの取り組みにより、身体障害者福祉ホームについては平成19年4月に1所が開設され目標を達成しました。
- 第2期計画では、引き続き知的障害者グループホーム・ケアホームを社会福祉法人等に対して必要な支援を行うことにより、現状の3所から3所増(1所定員8名程度)の6所とすることを目指します。
- また、生活介護等の地域での日中活動の場を確保するとともに、区内に設置する入所支援施設においては、グループホーム等を支援するバックアップ機能を持たせ、障害者の地域生活を総合的に支援していきます。
- 地域生活移行の推進にあたっては、障害者本人の意向を尊重し、個々の障害者の状況にあったきめ細やかなサポートを行うために施設への訪問相談やケアマネジメントによるサービス利用計画の作成等を行い、自立と社会参加の実現を図ります。



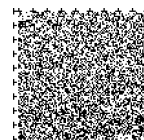
2. 「受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の地域への移行を進めます。

- 精神科病院等から地域生活への移行が可能であるにもかかわらず、地域で生活するための支援体制が不十分なため、やむを得ず入院を継続せざるを得ない、いわゆる「社会的入院」の状態にある患者は、平成14年の国の患者調査では全国に約7万人おり、東京都内では約5,000人と推計されています。東京都から、新宿区における地域移行対象者数は人口比で按分して113人と示されています。

また、東京都は平成18年度を初年度として、10年後の平成27年度末までの退院を目指すこととし、平成23年度末において暫定的な対象者の50%以上の方が地域生活へ移行することを目指しています。そのため、新宿区においても、第2期計画も第1期と同様に、平成23年度末において57人が地域生活移行できるよう目指します。

- 平成19・20年度は、地域における必要な支援体制の構築を図るために、新宿区精神保健福祉連絡協議会において、精神科病院入院患者実態調査を実施するとともに、支援体制について検討を行いました。平成21年度からは、長期入院の医療機関から地域生活へのコーディネート機能を含めた、退院促進のためのモデル事業を実施しながら、退院支援の仕組みづくりや必要なサービスの基盤整備等について検討し、平成24年度からの退院促進事業の本格実施を目指します。

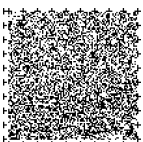
- 「社会的入院」の状態にある精神障害者の退院後の居住の場として、自宅、通過型のグループホーム、ケアホーム、民間賃貸住宅等が想定され、日常生活では短期入所や日中の居場所が必要です。そのため、地域生活に必要な基盤の整備のため、施設の活用方法の工夫などにより、グループホームの定員増を図る事業者への支援を行うとともに、今後、移転予定の高田馬場福祉作業所の跡地を居住の場や短期入所等の複合施設の場としての活用を検討します。また、地域生活を継続的に安定して過ごすために、通過型施設から公営住宅や民間賃貸住宅の入居等の支援を充実していきます。



- 精神障害者の医療の継続を支援し、病状変化に早期に対応して医療中断を防止できるよう、相談支援や訪問看護、保健センターデイケア等の保健医療体制を充実していきます。
- 地域生活移行後も精神障害者がいつまでも安心して地域で生活が送れるように、地域活動支援センターなど多様な日中活動の場、日常生活を支えるための居宅介護や生活サポート、医療・保健・福祉に関する包括的な相談支援体制等の充実、及びそれぞれの担当者や関係機関との連携体制の強化を図っていきます。
- 今後、さらに、精神障害者の地域への移行を推進していくために、知識の普及啓発や交流等を通じて、精神障害者に関する正しい理解の促進に努めていきます。

《主な取り組み内容》

- (1) 病院からの地域生活移行支援事業の実施
 - ・ 病院からの地域移行事業として3つの事業の創設を検討しモデル事業を行い、必要な仕組みづくりや必要なサービスの種別や量を検討します。
 - ① 本人、医療機関、様々なサービスをコーディネートし、円滑な地域生活への移行を支援する「退院促進コーディネート事業」
 - ② 在宅での医療を支える「精神科訪問看護推進事業」
 - ③ 入院中からの体験宿泊等を実施する「体験宿泊等事業」
 - ・ 新宿区精神保健福祉連絡協議会の専門部会として退院促進検討委員会を設置して、モデル事業を実施しながら、退院支援の仕組みづくり、必要なサービスの基盤整備等について検討します。
- (2) 高田馬場福祉作業所の跡地を活用した居住の場等の複合施設に関する検討



3. 重層的就労支援体制を構築し、福祉施設から一般就労への移行者数を年間26人以上とします。

- 区内通所施設等から一般就労に移行する障害者数を、平成23年度末までに年間26人以上とします。これは、平成17年度中に区内の通所施設等から一般就労した障害者数(13人)と比較し2倍となります。

この目標達成にあたり、区では重層的に就労支援体制を整備します。

- 現在、区の障害者に対する就労支援については、区内の作業所等の個々の支援のほか、新宿区障害者就労支援事業等により実施しています。

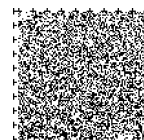
障害者就労支援事業の内容は以下のものです。

- (1) 区内の作業所等の利用者や在宅の障害者に対する就労支援
- (2) 障害者を受け入れる企業等への支援
- (3) 就労を継続するための支援
- (4) 区内作業所等に対して実施する就労支援の専門性を活かした支援
- (5) 区役所内障害者インターンシップをはじめとする実習に関する支援、とりまとめ
- (6) 就業障害者を対象とした、溜まり場事業の実施等

事業の実施にあたっては、専任の就労支援コーディネーター*、生活支援コーディネーター*を配置し、障害種別や程度を問わず希望する方に支援を行っています。

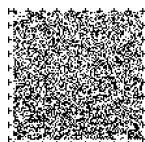
- また、新宿区障害者地域自立支援協議会や、ハローワーク新宿、東京しごと財団、東京都心身障害者職能開発センター、東京都心身障害者福祉センター、東京障害者職業センターなどの就労支援の専門機関をはじめ、特別支援学校、区内の各作業所等で構成する障害者就労支援ネットワーク会議により、多様な就労への支援体制の検討・構築を行うなど、幅広い事業展開で着実な成果をあげてきています。

- 新宿区障害者就労福祉センター(チャレンジワーク)を「新宿区勤労者・仕事支援センター」として法人化し運営基盤を強化します。平成23年度には、指定就労移行支援等事業所を開設し、特別支援学校卒業生や企業離職者等で就労を希望する障害者に対する就労支援ネットワークの要とします。

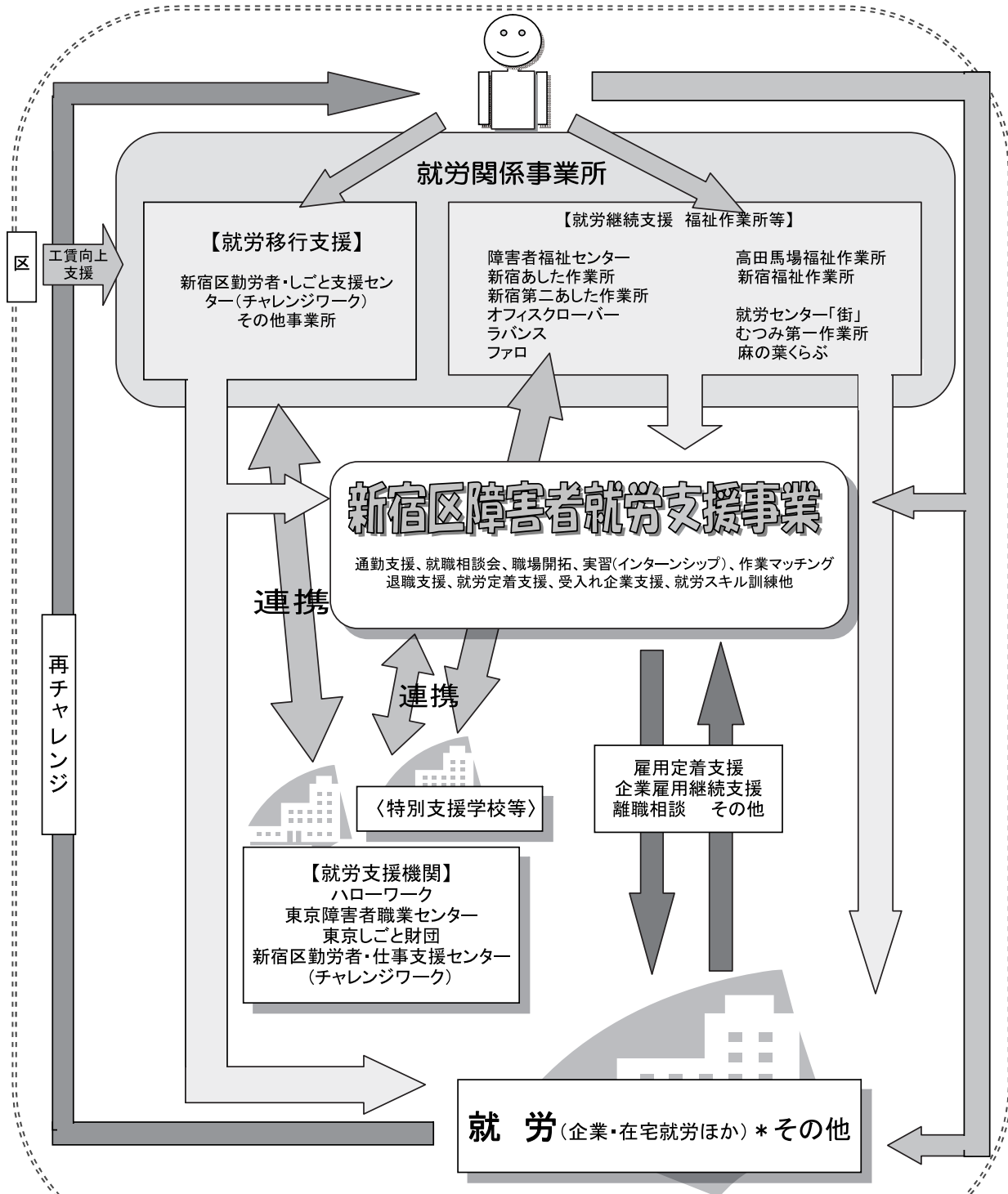


この「新宿区勤労者・仕事支援センター」については、障害者のみならず区内の就労に関して支援が必要な方への就労支援施設として、専門的な支援を行う核として位置づけます。

- 職業訓練、職場定着支援等のこれまでの支援事業に加え、新たな就業形態の創出に向けた取り組みや、企業や区内の大学、公共交通機関等との連携による職場実習や体験の場の充実、障害者雇用を目指したコミュニティショップの運営、ハローワーク等との連携による職業紹介、区内作業所の共同受注センター機能の充実等、総合的に就労に関する支援をさらに充実させ実施します。
- 一方で、個々の作業所の支援力向上と基盤整備を目指し、区立の2箇所の福祉作業所については、平成22年度に就労継続支援事業等に移行させるとともに、小規模作業所等がこれらの新体系サービスに移行するにあたって必要な支援を行っています。
- 同時に、各事業所に対し工賃向上への取り組みとして、工賃向上に関する計画の策定を促す一方、区としても区事業の優先的発注や、障害者による地域緑化推進事業委託などを通じ、事業所の工賃向上への支援を行うことにより、福祉的就労としての充実を図ります。
- このように、障害者就労支援事業の充実、就労継続支援サービス等各事業者による就労支援と福祉的就労の充実、それぞれの事業所間の有機的連携の強化、「新宿区勤労者・仕事支援センター」による取り組みなどにより、障害種別や利用者ニーズに応じたきめ細やかで重層的な就労支援体制としていきます。



障害者の一般就労に向けた支援体制のイメージ



新宿区障害者就労支援ネットワーク

第4章
障害福祉サービスの
提供体制確保の方策

第2期新宿区
障害福祉計画

